

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 五二
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件 五二
- 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件 五二
- 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件 五二
- 保安林の指定要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五二
- 保安林の指定要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 五二
- 道路の区域を変更する件 五三
- 道路の供用を開始する件 五三
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 五三

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 五四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件 五四
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 五四
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件二件 五五
- 一般競争入札を行う件 五七
- 一般競争入札を行う件 五九

福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長

告 示

福島県告示第七百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年十月二日から平成二十八年二月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年十月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン八山田 福島県郡山市八山田第二土地区西整理地内百二十一街区二号ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) (一) 株式会社ブラザクリエイト
代表取締役 大島 康広

(二) 東京都千代田区五番町一番地
株式会社マツモトキヨシ東日本販売

(二) 代表取締役 岡野 恵一

(二) 宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号
株式会社GOVリテイリング

(二) 代表取締役 中嶋 修一

(変更後) (一) 山口県山口市大字佐山七百十七番地一
株式会社ブラザクリエイトストアーズ

(二) 代表取締役 大島 康広

(二) 東京都中央区晴海一丁目八番十号
株式会社マツモトキヨシ東日本販売

(二) 代表取締役 高野 昌司

(二) 宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号
株式会社ジーユー

(二) 代表取締役 柚木 治

三 変更した年月日
1 株式会社ブラザクリエイトストアーズ 平成二十六年四月一日

2 株式会社マツモトキヨシ東日本販売 平成二十七年四月一日

3 株式会社ジーユー 平成二十三年九月一日

四 届出年月日
平成二十七年九月三日

五 届出をした者
中道リース株式会社

(商業まちづくり課)

り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を川内村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
佐久間明 三瓶博 渡邊盛次

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十七年福島県告示第六百二十三号）によること。

(森林保全課)

福島県告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
後藤信夫 雨宮寿幸 水野伊勢松 水野谷正夫 戸田秀一 山城功 夏目二郎 戸田信雄 戸田芳弘 根本勝恵 根本好雄 根本寛治郎 根本清 佐藤房吉 山城伊勢松 山城傳 山城戦治 山城貞一 新妻梅五郎 水野谷義明 水野谷良 石川岩夫 折原幸雄 渡邊誠 柳井嘉吉 水野谷好夫 木村晋一 鈴木好男 雨宮由美

- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十七年福島県告示第六百二十二号）によること。

(道路計画課)

と。

(森林保全課)

福島県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十七年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道斎藤下行合線	郡山市大平町字後田四〇番一地从先から同 市大平町字後田八五番五地先まで	変更前	変更後	九・〇	二二〇・〇
				二四・〇	
				九・〇	二二〇・〇
				一七・六	

(道路計画課)

福島県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十七年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道斎藤下行合線	郡山市大平町字後田四〇番一地从先から同 市大平町字後田八五番五地先まで	平成二十七年十月五日

(道路計画課)

福島県告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十七年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 浅川町
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 石川都市計画下水道事業（浅川町特定環境保全公共下水道）
 - 三 事業認可の年月日 平成二十七年十月十日
 - 四 事業施行期間 平成二十七年十月十日から平成三十一年三月三十一日まで
 - 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十六年福島県告示第百四十六号）の事業地に石川郡浅川町大字浅川字戸花の全部の区域を加える。
 同事業地のうち同町大字東大畑字東大畑、大字箕輪字池下及び大字太田輪字台ノ上の各一部の区域を加える。
 同事業地のうち同町大字浅川字月斉陣場、大字東大畑字新町、字裏門及び字附掛並びに大字浅川字大明塚の各一部の区域を全部の区域に改める。
 同事業地のうち同町大字浅川字古語宮、字月斉及び字背戸谷地、大字箕輪字坂前及び字山敷田並びに大字東大畑字大名大塚及び字金田の各一部の区域を変更する。
- 使用の部分 なし
（下水道課）

公 告

公告第二百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十七年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年九月十一日
- 二 名称 特定非営利活動法人おもいやり
- 三 代表者の氏名 安齋 好子
- 四 主たる事務所の所在地 福島県福島市南矢野目字竹ノ内十九番地

五 定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人に対して、就労支援や日常生活に関する相談支援、地域で安定した生活が送れるよう支援することを目的とする。
（文化振興課）

公告第二百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十七年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年九月十一日
- 二 名称 特定非営利活動法人ジバング
- 三 代表者の氏名 佐々木 幹夫
- 四 主たる事務所の所在地 福島県相馬市北飯淵二丁目八番地の七
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、市民生命を災害から守るために、防災支援ポールの研究・開発・設置・メンテナンス事業を行い、防災まちづくりの推進をはかる活動に寄与することを目的とする。
（変更後）この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。
（文化振興課）

公告第二百二十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十七年四月から同年七月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。
平成二十七年十月二日

福島県知事 内堀雅雄

平成27年4月分
（普通肥料）

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要	備考

分析検査 項目	指摘 事項	保証票 の検査	その他 の検査	
			炭酸カルシウム肥料	ロイヤルインダストリーズ株式会社
ピタカルシウム55	AL	—	—	—

注

- 1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。

AL—アルカリ分

平成27年5月分

(特殊肥料)

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又 は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N		水分 (%)
たい肥	上妻 丈夫	上妻堆肥	0.6	0.6	1.2	18	102	0.9	16.1	58.4	

平成27年6月分

(特殊肥料)

特殊肥料 の指定名	生産業者、 輸入業者又 は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N		水分 (%)
たい肥	株式会社和洋福島牧場	和洋の堆肥	0.8	1.4	1.3	25	99	0.9	21.6	53.8	

たい肥	石塚 繁男	南沢堆肥2号	0.8	1.5	1.4	8	62	0.6	19.4	57.9
たい肥	佐藤与子夫	和牛肥育堆肥	0.6	0.9	0.6	9	83	0.3	18.2	73.2

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量 (農業総合センター)

公告第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十七年十月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
遠野土地改良区

退任した役員

役別	氏名	住所
理事	鈴木 昌孝	いわき市遠野町入遠野字有美三二番地
同	平子 忠	市遠野町入遠野字羽黒二四〇番地
同	平子 不三男	市遠野町入遠野字東山一五一番地
同	平子 昭一	市遠野町上根本字荒神平一三番地
同	佐川 正之	市遠野町上根本字前田一番地の一
同	根本 昭英	市遠野町上根本字根本一三九番地
同	石森 勝利	市遠野町根岸字成沢二八番地
同	生田目 昭夫	市遠野町深山田字稲荷林七四番地の一
同	櫛田 万兵衛	市遠野町滝字表八七番地の一
同	佐坂 邦彦	市遠野町滝字川原一〇番地
同	館野 俊亮	市遠野町大平字物見岡一一番地
同	角田 一榮	市遠野町上遠野字寺戸七四番地
就任した役員	氏名	住所
理事	鈴木 昌孝	いわき市遠野町入遠野字有美三二番地
同	鈴木 實	市遠野町入遠野字落合二四五番地
同	平子 不三男	市遠野町入遠野字東山一五一番地
同	平子 昭一	市遠野町上根本字荒神平一三番地

同 佐川 正之 市遠野町上根本字前田一番地の一
 同 根本 昭英 市遠野町上根本字根本一三九番地
 同 石森 勝利 市遠野町根岸字成沢二八番地
 同 生田目 昭夫 市遠野町深山田字稲荷林七四番地の一
 同 榎田 万兵衛 市遠野町滝字表八七番地の一
 同 佐坂 邦彦 市遠野町滝字川原一〇番地
 同 榎野 俊亮 市遠野町大平字物見岡一一番地
 同 角田 一榮 市遠野町上遠野字寺戸七四番地

(農村計画課)

公告第二百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。
 平成二十七年十月二日

土地改良区の名称
 いわき市勿来地区土地改良区

福島県知事 内堀 雅雄

退任した役員

住所

役別 氏名 住所
 理事 緑川 武夫 いわき市富津町畔内三七番地の一
 同 高木 久芳 市江畑町多古内五七番地の一
 同 芳賀 利一 市沼部町石畑六二番地
 同 蛭田 三男 市山田町舟木二三番地
 同 高木 弘 市江畑町江ノ上二〇番地
 同 澤田 元一 市田人町旅人字井戸沢五番地
 同 赤津 正 市川部町富沢二三番地の一
 同 飯島 守男 市江畑町江ノ上二六番地の一
 同 小峯 千松 市富津町前鮫三九番地

就任した役員

住所

役別 氏名 住所
 理事 秋山 邦夫 いわき市山田町藏ノ内一番地
 同 高木 弘 市江畑町江ノ上二〇番地
 同 榎田 耕平 市沼部町鹿野二八番地
 同 安瀬 一 市富津町畔内四二番地の一
 同 澤田 元一 市田人町旅人字井戸沢五番地
 同 高木 昭一 市佐糠町東二丁目一〇番地の一
 同 小宅 光明 市沼部町石畑三二番地の一
 同 飯島 守男 市江畑町江ノ上二六番地の一
 同 大平 一男 市富津町前鮫六九番地

同 蛭田 結城 同 市川部町富沢一三番地

(農村計画課)

公告第230号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年10月2日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 電子式個人線量計Ⅱ 2,665台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年3月31日（木）
- (4) 納入場所 広野町役場ほか計23か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年10月26日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年10月2日（金）から同月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び同月12日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年10月14日（水）午後3時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年11月13日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年11月12日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Alarm Pocket dosimeter II 2,665
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 13 November 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 12 November 2015
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第3号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センター情報教育研修用コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年10月2日

福島県教育センター所長 渡 辺 昇

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県教育センター情報教育研修用コンピュータシステム一式（搬入、設置、導入、保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成28年2月1日から平成33年1月31日まで
- (4) 納入場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 過去3年以内に、仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと同等程度の物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る機器保守、ソフトウェアサポート等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年10月30日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-0101 福島県福島市瀬上町字五月田16番地

福島県教育センター総務管理部総務管理チーム

電話024-553-3141

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年10月2日（金）から同月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月12日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年10月16日（金）午後1時30分 福島県教育センター 121研修室
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年11月13日（金）午後1時30分 福島県教育センター 132研修室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年11月11日（水）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Computer System for Fukushima Prefectural Education Center 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 13 November 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 11 November 2015
- (4) Contact point for the notice : Fukushima Prefectural Education Center, 16, Satsukiden, Senouemachi, Fukushima-shi, Fukushima 960-0101 Japan TEL024-553-3141
(総務管理部)